

県土整備局建築工事積算要領

第1編 総則

1 目的・適用

本要領は、「県土整備局建築工事積算要綱」（以下、「積算要綱」という。）に係る運用として定めたもので、適正な工事費の積算に資することを目的とする。

なお、これに定めがないものは、「公共建築工事積算基準等資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課。以下「基準資料」という。）によることができる。

第2編 共通費

1 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）について

共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し20日を減じた日数を30日／月にて除した値とする。また、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合は、その期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除した値とする。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等、特別な事由のある場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）とする。

2 現場管理費率の算定に用いるT（工期）について

現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し20日を減じた日数を30日／月にて除した値とする。また、議会の議決に付す必要がある場合等、特別な事由のある場合は、その期間を考慮した日数を減じて30日／月にて除した値とする。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合等、特別な事由のある場合は、その始期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）とする。

第3編 単価及び価格

1 物価資料の掲載価格の取り扱いについて

「公共建築工事標準単価積算基準」（以下、「単価基準」という。）の第1編2による単価及び価格の算定において、材料価格等、材料単価及び仮設材費等を物価資料の掲載価格による場合は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の掲載価格の平均値を採用する。

市場単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

単位施工単価のうちシフト単価は、建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載の「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

なお、単価の算定にあたり適用都市が異なる場合は、適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する。適用都市の優先順位は第一位「横浜」（「関東」、「全国」含む）、第二位「東京」の順とする。

2 設計変更時の取り扱い

設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対応する種目がない場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。ただし、価格水準に著しい変化が認められる場合は、科目の追加についても監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

3 歩掛りについて

複合単価の算定は、「単価基準」の第1編3及び「基準資料」の第4編第1章3を準用する。

4 「専門工事業者等の諸経費」および「その他」の率について

公共建築工事においては、歩掛りの「専門工事業者等の諸経費」の率は、中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

公共住宅建設工事においては、歩掛りの「その他」の率は、中間値+1%を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

第4編 特別事項

1 基準等の適用について

「積算要綱」第4条から第9条に定める基準等及び本要領に定める基準等の適用年版は、別途定める。

2 端数処理

(1) 工事内訳書の工事費及び単価の端数処理については以下による。

名 称		端数処理基準
複合単価 機器単価 代価表	100,000円 以上	1,000円未満切捨
	10,000円 ～ 100,000円未満	100円未満切捨
	10円 ～ 10,000円未満	10円未満切捨
	1円 ～ 10円未満	1円未満切捨
細 目 (数量×単価)		1円未満切捨
科目計 種目計 別紙明細計	1,000,000円 以上	10,000円未満切捨
	100,000円 ～ 1,000,000円未満	1,000円未満切捨
	10,000円 ～ 100,000円未満	100円未満切捨
	10円 ～ 10,000円未満	10円未満切捨
工事価格		10,000円未満切捨

(2) 第3編1における端数処理は以下による。

- 1) どちらか一方にしか掲載がない場合及び適用都市の優先順位が高い方の価格を採用する場合は、端数処理を行わない。
- 2) 平均値を採用する場合の端数処理は、100,000円以上は1,000円未満切り捨て、100,000円未満は有効上位3桁とし、次の位を切り捨てる。ただし、平均値を算出した結果、小数点以下第3位以降がある場合は、小数点以下第2位とし、次の位を切り捨てる。
- 3) 物価資料掲載価格を単位換算する必要がある場合は、単位換算後の価格を用いて平均処理を行なう。単位換算する際の端数処理は、有効上位3桁とし次の位を切り捨てる。

(3) (2)で算定した単価及び価格を工事内訳書の単価として計上する場合は、上記(1)の複合単価の端数処理基準を適用する。

(4) 共通仮設費算定時の直接工事費、現場管理費算定時の純工事費及び一般管理費等算定時の工事原価については端数処理を行う前の数値とする。算定した共通費は科目計で10,000円未満切り捨てとする。

3 標準単価の例外

複合単価及び市場単価にない単価を設定する場合の歩掛りの基準は、「単価基準」及び「基準資料」を標準とし、これによりがたい場合は次による。

- ① 各課個別歩掛り
- ② 「建設工事標準歩掛」((一財)建設物価調査会 発行)
- ③ 「工事歩掛要覧」((一財)経済調査会 発行)
- ④ その他の文献

4 軽油の価格

建築工事において使用される建設機械の軽油の価格は、すべて軽油引取税を含んだ価格を計上する。

5 設計変更における工事費

(1) 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」（以下、「落札率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

(2) 落札率を算定する際、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用及び本受電後の電気基本料金は落札率の算定に含めない。

また、これらの費用を設計変更により追加する場合は、これらの費用については落札率を乗じない。

(3) 設計変更における工事価格の端数処理は、1,000円未満切り捨てとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年7月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年6月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成28年12月13日から施行する。
- 6 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和2年7月1日から施行する。
- 10 この要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 11 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 12 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 13 この要領は、令和8年7月1日から施行する。